

平成23年度東京都微量PCB汚染廃電気機器等把握事業補助金交付要綱

(制定) 平成23年3月31日付22環廃産第838号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都が、東京都地域グリーンニューディール基金条例(平成21年東京都条例第102号)に基づき設置した東京都地域グリーンニューディール基金を活用して平成23年度に行う、都内にある微量のポリ塩化ビフェニル(以下「微量PCB」という。)に汚染されているおそれのある廃棄予定の電気機器等(以下「廃電気機器等」という。)に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するために当該微量PCBの濃度を測定する事業(以下「補助対象事業」という。)への補助金の交付について必要な事項を定める。

(補助対象事業の名称等)

第2条 補助対象事業の名称、補助対象者、補助対象機器、補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助限度額は、別表によるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する前に補助金交付申請書(別記第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。補助対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)
- (2) 商業登記又は法人登記の登記事項証明書(発行後3箇月以内のもので、証明書原本の確認ができる場合はその写しとすることができる。)(申請者が法人の場合のみ)
- (3) 印鑑証明書(発行後3箇月以内のもので、証明書原本の確認ができる場合はその写しとすることができる。)
- (4) 支払金口座情報登録依頼書(支払金口座情報が未登録の場合のみ)
- (5) 補助対象者であることを証明する書類(第2号の書類では補助対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付申請の受付期限及び受付停止)

第4条 前条第1項の補助金の交付申請の受付期限は、平成24年2月15日とする。

2 前条第1項の補助金の交付申請の受付は、先着順に行い、東京都の予算の範囲を超えた日をもって申請の受付を停止する。

3 前項の予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行う。

4 前項の場合において、抽選された申請が複数の補助対象機器についての申請である場合は、第2項の予算の範囲内の台数についてのみ補助金を交付する。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、第3条第1項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の補助金の交付の決定に当たっては、条件を付するものとする。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金交付決定額、補助条件その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

4 申請者は、知事から前項の規定による通知書を受けた日以降に補助対象事業に着手するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 知事は、補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(変更承認申請等)

第7条 補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、第5条第3項の規定による補助金交付決定通知を受けた後、補助対象事業に要する経費配分の変更を必要とするとき、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更承認及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、東京都の予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。

3 第5条第2項の規定は、前項の変更の決定について準用する。

4 知事は、第1項の承認をしたときは、補助対象事業の(変更・中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過する日又は平成24年3月15日のいずれか早い日までに補助対象事業に係る実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 測定した、補助対象機器中の絶縁油に含まれる微量PCBの濃度を証明する書類(計量法(平成4年法律第51号)第110条第1項の計量証明事業者が発行したものに限り。)の写し
- (2) 補助対象機器の銘板(製造者、製造年月等を表示したもの)を撮影した写真(銘板を撮影することが不可能な場合には機器全体の写真とし、複数台ある場合は1台ごとの写真とする。)
- (3) 請求明細書の写し(税抜きの金額を記載したもの。補助対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)
- (4) 支払いを確認することのできる書類(測定した事業者の発行した領収書その他これに類するものをいう。)の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金の額の確定通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払及び請求)

第11条 補助金の支払は、前条に定める補助金の額の確定後に行うこととする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の額の確定通知書を受けた後、速やかに請求書(別記第7号様式)及び支払金口座振替依頼書を知事に提出するものとする。

(決定の取消)

第12条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の通知を受ける日の前に補助対象事業に着手したとき。
- (5) 予定の期間内に補助対象事業を完了しないとき。
- (6) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項第1号、第2号又は第6号に該当した場合、補助事業者の氏名又は名称及び不正の内容を公表することができる。
- 4 知事は、補助金の交付の決定の取消をしたときは、文書により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対して、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定により補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
 - 5 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95%の割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
 - 6 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

補助対象事業の名称	補助対象者	補助対象機器	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
微量 P C B 汚染廃電気機器等把握事業	都内に補助対象機器を所有する者であつて、次に該当する者 (1)個人 (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 (3)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体 (4)常時使用する従業員数が100人以下の学校法人、宗教法人、医療法人又は社会福祉法人 (5)補助対象機器が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項の共用部分に該当する場合において、同法第47条第2項の管理組合法人	微量 P C B に汚染されているおそれのある電気機器等のうち、コンデンサ及びトランス類	(1)補助対象機器中の絶縁油に含まれる微量 P C B のサンプリングに要する経費 (2) 補助対象機器中の絶縁油に含まれる微量 P C B の濃度の分析(絶縁油中の微量 P C B に関する簡易測定法マニュアル(環境省)に基づく絶縁油中の P C B 簡易定量法又は特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)別表第2に規定する方法により分析されたものに限る。)に要する経費 なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。	(1)補助対象機器1台当たりの補助金の額は、補助対象経費の額の1/2とし、12,500円を補助限度額とする。 (2)補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。